



第三次中国商標法改正と 実務上の留意点

[商標部門・知財情報戦略室]

弁理士 山田潔佳

近年、世界各国で知的財産権法関係の改正が続いていますが、中国も例外ではありません。本号では、中国の商標法改正及び専利法改正案を特集してご紹介します。

第三次中国改正商標法案が、2013年8月30日に第12回全国人民代表大会常務委員会で可決され、2014年5月1日より施行されることとなりました。

可決まで10年を要したこの法改正は、中国では制度の国際的調和及び現在中国で深刻となっている諸問題の改善に大いに期待できるものとされており、弊所としても改正情報を収集するために、北京の現地有力事務所10ヶ所を訪問しました。

以下、訪問時の知見を交えつつ、今回の改正のポイント及び実務上留意すべき点をご説明します。

1 音声商標

本改正により、保護対象としての「視覚性の要件」を緩和し、音声商標も登録できるようになります。

2 一商標多区分制の導入

現行実務では、区分ごとに出願しなければなりませんが、本改正により、欧米先進国と同様に複数の区分を指定して出願できるようになりますので、出願費用の合理化を期待できます。

なお、本改正に伴い、現在中国で商標権の譲渡の際、「同一または類似する商品・役務に使用する同一または類似商標について、一括して譲渡」しなければなりません。多区分の導入により、分割譲渡の是非が問題となり、今後公表される実施条例により取扱いが定まる可能性があります。

3 電子出願制度の導入

特許については電子出願がすでに導入されていますが、商標については試行段階でした。

改正後は、全面的に電子出願が可能となりますが、指定商品・役務表示は、審査基準に定められている表

示からしか選べない可能性があるようです。

4 審査及び審理期間の上限の規定

商標局（CTO）及び商標評審委員会（TRAB）の審査・審理について、下記の法定期間が新たに設けられることにより、審査期間及び復審（日本の審判に相当）の審理期間が短縮されることが期待されます。なお、法定期間を徒過した場合の取扱いについては明文化の規定がないため、今後公表される実施条例の定めによると思われます。

審理主体	手続	期間(延長)
商標局	出願の審査	9ヶ月
	異議申立の審理	12ヶ月(6ヶ月)
	登録商標取消の審理	9ヶ月(3ヶ月)
商標評審委員会	拒絶査定 of 復審の審理	9ヶ月(3ヶ月)
	異議申立 of 復審の審理	12ヶ月(6ヶ月)
	登録商標取消に対する復審の審理	9ヶ月(3ヶ月)
	無効審判(拒絶的理由)の審理	9ヶ月(3ヶ月)
	無効審判(相対的理由)の審理	12ヶ月(6ヶ月)
	商標局による無効宣告に対する復審の審理	9ヶ月(3ヶ月)

5 審査段階で説明又は修正する機会の付与

現在、実体審査においては、拒絶理由を有する出願について、出願人に拒絶理由を通知せずに拒絶査定となります(意見書の提出機会なし)。そのため、出願人は不服がある場合は、復審(審判)を請求するしかありませんでした。

改正法では、「商標局は商標登録出願の内容について説明または修正を行う必要があると認定する場合、出願人に説明または修正を求めることができる。」との規定が新設されました。これにより、拒絶査定の前に出願人に意見を陳述する機会が与えられることになります。

ただし、条文上、すべての出願について、その機会が付与されるとは記載されておらず、あくまでも「商標局は……必要があると認定する場合」に留めています。